#### 茅ヶ崎市地域防災計画の修正について(案)

## 1 計画修正の考え

近年の地震災害、台風や洪水等による風水害や土砂災害等を踏まえ行われた、災害対策 基本法や水防法の改正、具体的な災害事例を踏まえてまとめられた報告やガイドライン、 各防災関係機関の取り組み等を踏まえ、地域の防災対策をより一層推進するため、茅ヶ崎 市地域防災計画の修正を行います。

#### 2 主な修正内容

(1)	各計画に共通す	る主な修正
-----	---------	-------

- ア 災害対策基本法の改正に伴う修正
  - ○指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知 ○広域一時滞在の協議
  - ○防災関係機関への助言の求め ○緊急車両の通行ルートの確保のための措置
- イ 防災基本計画の修正等に伴う修正
  - ○物資輸送の円滑化 ○ⅠCTの活用 ○避難情報の名称変更
  - ○緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の受入
- ウ 避難勧告等に関するガイドラインに基づく修正
  - ○避難情報の名称変更(再掲)○洪水、土砂災害、津波の避難勧告等の発令の考え方○災害情報の伝達手段の多様化、多重化
- エ 防災会議委員の充実に伴う修正
  - ○各機関の業務の大綱の充実 ○各対策項目の充実
- オ 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策のあり方について(報告)」を 踏まえた修正
  - ○車中泊への対応 ○女性に配慮した避難所運営 ○物資集積拠点の検証
  - ○指定管理者との役割分担の明確化
- カ その他、市の組織体制、防災関係機関からの意見、時点修正等
  - ○市の保健所政令市移行に伴う組織改正による業務分担の変更 ○災害対策本部 組織の修正 ○避難行動要支援者支援計画(全体計画)の策定に伴う修正
  - ○その他時点修正等

#### (2) 地震災害対策計画の主な修正

- ア 南海トラフ地震対策特別措置法の施行に伴う修正
  - ○南海トラフ地震防災対策推進計画の作成

#### (3) 風水害対策計画、特殊災害対策計画の主な修正

- ア 水防法等の改正(平成27年)に伴う修正
  - ○洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸の指定 ○想定最大規模の洪水等に係る浸水想定区域の指定 ○想定最大規模による洪水等ハザードマップの作成
- イ 水防法等の改正 (平成29年) に伴う修正
  - ○大規模氾濫減災協議会の設置及び取組等 ○要配慮者利用施設における避難確保 計画の作成 ○市管理河川における水害リスク情報の周知
- ウ 神奈川県地域防災計画(風水害等対策計画)の修正に伴う修正
  - ○Lアラートの活用 ○避難勧告等ガイドラインに基づく判断基準の作成
- エ 平成28年台風第10号災害を踏まえた修正
  - ○避難情報の名称変更(再掲)
- オ その他の風水害対策計画に係る修正
  - ○ホットラインの体制整備 ○合同巡視による水防活動・避難行動の推進
  - ○洪水情報のプッシュ型配信 ○防災関係機関によるタイムラインの作成
  - ○水防体制構築の基本的な考え方 ○水防体制の見直し
- カ 特殊災害対策計画に係る修正
  - ○活動火山対策特別措置法の改正(火山防災協議会の設置)等

#### 3 具体的な修正内容

#### (1) 各計画に共通する主な修正内容

#### ア 災害対策基本法の改正に伴う修正

	修正内容	計画書該当箇所※	新旧対照表※
	■指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知		
1	○災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指 定避難所の指定の考え方及びその周知について追加 しました。	地震 第3章 第1節 第3 風水 第3章 第1節 第2	地震 P. 22-26 風水 P. 29-31
	■広域一時滞在の協議		
2	<ul><li>○市域を越えた避難が必要な際に、法に基づき他市町村長に協議する旨を追加しました。</li></ul>	地震 第5章 第6節 第5 風水 第5章 第4節 第6	地震 P. 48 風水 P. 76

<sup>※</sup>計画書該当箇所欄中、「地震」は地震災害対策計画、「風水」は風水害対策計画、「特殊」は特殊災害対策計画を指します。(以下同様)

<sup>※</sup>新旧対照表欄中、「地震」は地震災害対策計画の新旧対照表、「風水」は風水害対策計画、「特殊」は特殊災害対策 計画の新旧対照表を指します。また、ページは新旧対照表のページを示します。(以下同様)

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表
	避難勧告等にあたっての防災関係機関への助言の求め		
3	○市が避難勧告等を発令するにあたり、防災関係機関 に助言を求めることを追加しました。	地震 第5章 第5節 風水 第5章 第4節 第1	地震 P. 46 風水 P. 74
•	■緊急車両の通行ルートの確保のための措置		
4	○緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に移動を命 令すること、運転手等の不在時は道路管理者自ら移動 させることを追加しました。	地震 第5章 第12 節 第3 風水 第5章 第11 節 第3	地震 P. 52-53 風水 P. 83

# イ 防災基本計画の修正等に伴う修正

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表	
	■物資輸送の円滑化			
1	○市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、 物資集積場所として使用する施設等について、物資の 搬入搬出ルート、物資の効果的な整理、搬送車両の待 機場所等を検証します。	地震 第4章 第10節 第5 風水 第4章 第10節 第5	地震 P. 35 風水 P. 55	
	ICTの活用			
2	○災害情報を一元的に把握し、関係者間で共有できる 体制の整備について追加しました。	地震 第4章 第1節 第1 風水 第4章 第1節 第1	地震 P. 30 風水 P. 37	
	■避難情報の名称変更			
3	○避難情報の名称を「避難準備情報、避難勧告、避難 指示」から「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、 避難指示(緊急)」に変更しました。	地震 第5章 第5節 第1 風水 第5章 第4節 第1 特殊 第3章 第5	地震 P. 45 風水 P. 68-73 特殊 P. 7	
	■緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の受入			
4	○広域応援部隊のひとつとして国土交通省の緊急災 害派遣隊 (TEC-FORCE) を追加しました。	地震 第5章 第 16 節 第8 風水 第5章 第 14 節 第8	地震 P. 54-55 風水 P. 85	

# ウ 避難勧告等に関するガイドラインに基づく修正に伴う修正

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表
	■避難情報の名称変更(再掲)		
1	○避難情報の名称を「避難準備情報、避難勧告、避難 指示」から「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、 避難指示(緊急)」に変更しました。	地震 第5章 第5節 第1 風水 第5章 第4節 第1 特殊 第3章 第4節 第5	地震 P. 45 風水 P. 68-73 特殊 P. 7
•	■ 洪水、土砂災害、津波の避難勧告等の発令の考え方		
2	○避難行動の考え方、災害の種別ごとの避難勧告等の 発令基準を修正または追加しました。	地震 第5章 第5節 第1 風水 第5章 第4節 第1	地震 P. 45-46 風水 P. 68-73
•	■災害情報の伝達手段の多様化、多重化		
3	○災害情報を確実に伝達するため、PUSH型、PU LL型の伝達手段を組み合わせ、可能な限り多様な伝 達手段で伝達することをより詳細に記述しました。	地震 第5章 第2節 第2 風水 第4章 第3節 第5 第5章 第3節 第2	地震 P. 41 風水 P. 42-43 P. 65

## エ 防災会議委員の充実に伴う修正

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表
	■各機関の業務の大綱の充実		
1	○横浜国道事務所、京浜河川事務所、県衛生研究所等 の業務の大綱を追加しました。	地震 第1章 第5節 第1 第2 風水 第1章 第5節 第1 第2	地震 P. 6-9 風水 P. 15-18
•	■各対策項目の充実		
2	○横浜国道事務所による「電線類の地中化」、「道路 の応急復旧」、「街路樹の風害対策」、京浜河川事務 所による「洪水情報の配信」、横浜地方気象台による 気象情報等の提供などを追加しました。	地震 第3章 第2節 第2 風水 第5章 第3節 第2 第11 節 第3	地震 P. 27 P. 52 風水 P. 63 P. 82-83

# オ 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策のあり方について (報告)」を踏 まえた修正

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表	
	■車中泊への対応			
1	<ul><li>○災害時に支援の対象となる避難所外避難者の具体 事例として「車中泊」を明記しました。</li></ul>	地震 第4章 第6節 第7 第5章 第6節 第8 風水 第4章 第4節 第7 第5章 第6節 第8	地震 P. 34 P. 50 風水 P. 47 P. 77-78	
	■女性に配慮した避難所運営			
2	○女性に配慮した避難所運営の具体事例を充実させました。	地震 第5章 第6節 第7 風水 第5章 第4節 第8	地震 P. 49-50 風水 P. 77	
	物資輸送の円滑化(再掲)			
3	○市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、 物資集積場所として使用する施設等について、物資の 搬入搬出ルート、物資の効果的な整理、搬送車両の待 機場所等を検証します。	地震 第4章 第10節 第5 風水 第4章 第10節 第5	地震 P. 35 風水 P. 55	
■指定管理者との役割分担の明確化				
4	○市は災害時に一定の役割を担う指定管理施設の指 定管理者と災害時の役割分担を確認することを追加 しました。	地震 第3章 第1節 第2 風水 第3章 第1節 第1	地震 P. 21 風水 P. 27	

# カ その他、市の取り組み、防災関係機関からの意見、時点修正等

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表	
	■市の保健所政令市移行に伴う組織改正による業務分担の変更			
1	○これまで、県の茅ケ崎保健福祉事務所が担っていた 役割を市に改めるとともに、多数遺体対策や保健業務 を保健所部の役割と変更しました。	全般にわたり修正	_	
	■避難行動要支援者支援計画(全体計画)の策定に伴う修正			
2	○避難行動要支援者支援計画(全体計画)の策定に伴い現状等の記述を追記しました。	地震 第2章 第4節 風水 第2章 第4節	地震 P. 15-16 風水 P. 24-26	

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表
	■災害対策本部組織の修正		
3	○保健所政令市移行に伴い、災害対策本部に本部員として保健所長、保健所副所長、部に保健所部を追加したほか、市役所本庁舎建設により消防本部が本庁舎に移転したことにより、統括調整部班編成の修正等を行いました。	地震 第5章 第1節 風水 第5章 第1節 特殊 第2章 第1節	地震 P. 40 風水 P. 58-59 特殊 P. 1
	■その他、時点修正等		
4	○上記のほか、防災関係機関からの意見等により、一 部文言の修正や数値等の時点修正を行っています。	全般にわたり修正	_

## (2) 地震災害対策計画の主な修正内容

# ア 南海トラフ地震対策特別措置法の施行に伴う修正

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表
■南海トラフ地震防災対策推進計画の作成			
1	○南海トラフ特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地域防災対策推進地域の防災会議が作成する計画を追加しました。	地震 第8章	地震 P. 60-67

## (3) 風水害対策計画、特殊災害対策計画の主な修正内容

## ア 水防法等の改正(平成27年)に伴う修正

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表
	■洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸の指定		
1	○洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道、水 位周知海岸の規定及び指定状況を追加しました。	風水 第1章 第4節 第2	風水 P. 5-6
	■想定最大規模の洪水等に係る浸水想定区域の指定		
2	○想定最大規模の洪水等に係る浸水想定区域の指定 状況及び相模川の想定区域図等を追加しました。	風水 第1章 4第節 第3	風水 P. 7-14
	■想定最大規模による洪水等ハザードマップの作成		
3	○洪水予報の伝達方法、避難施設、避難経路等を周知 するため洪水ハザードマップを作成する。	風水 第4章 第4節 第1	風水 P. 43-44

## イ 水防法等の改正(平成29年)に伴う修正

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表
	■大規模氾濫減災協議会の設置及び取組等		
1	○大規模氾濫減災協議会の組織体制、取組方針、取組 の推進を追加しました。	風水 第3章 第2節 第1	風水 P. 33-34
•	■要配慮者利用施設における避難確保計画の作成		
2	○要配慮者利用施設の管理者等は水害等からの避難 確保計画を作成すること、国、県、市はそれを支援す ることを追加しました。	風水 第4章 第5節 第5	風水 P. 48-53
•	■市管理河川における水害リスク情報の周知		
3	○市は、管理する河川の氾濫浸水範囲や浸水深等を把握し、周知することを追加しました。	風水 第4章 第4節 第3	風水 P. 46

# ウ 神奈川県地域防災計画(風水害等対策計画)の修正に伴う修正

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表	
	■Lアラートの活用			
1	○Lアラート(災害情報共有システム)を活用し、放送事業者等に緊急情報を通知し、効果的な情報発信を 行うことを追加しました。	風水 第5章 第3節 第2	風水 P. 65-66	
	■洪水、土砂災害、津波の避難勧告等の発令の考え方(再掲)			
2	○避難行動の考え方、災害の種別ごとの避難勧告等の 発令基準を修正または追加しました。	風水 第5章 第4節 第1	風水 P. 67-69	

#### エ 平成28年台風第10号災害を踏まえた修正

修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表
■避難情報の名称変更(再掲)		
○避難情報の名称を「避難準備情報、避難勧告、避難 指示」から「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、 避難指示(緊急)」に変更しました。	風水 第5章 第4節 第1	風水 P. 68-73

#### オ その他の風水害対策計画に係る修正

i	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表	
	■ホットラインの体制整備			
1	○避難勧告等の発令に際し、災害に関する情報等の助言を行うため、国や県と市の緊急連絡体制を整備することを追加しました。	風水 第4章 第4節 第2	風水 P. 45-46	
	■共同点検による水防活動・避難行動の推進			
2	○国、県、市、防災関係機関、自主防災組織等で洪水 予報河川、水位周知河川の重要水防個所等の共同点検 を行うことを追加しました。	風水 第4章 第4節 第3	風水 P. 45	

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表	
	■洪水情報のプッシュ型配信			
3	○京浜河川事務所による洪水情報の配信 (緊急速報メール) を追加しました。	風水 第5章 第3節 第2	風水 P. 66-67	
•	■防災関係機関によるタイムラインの作成			
4	○防災行動とその実施主体を時系列で整理したタイムライン(防災行動計画)を作成することを追加しました。	風水 第4章 第4節 第2	風水 P. 45	
	■水防体制構築の基本的な考え方			
5	○大雨等が予測される場合に気象情報等を収集し、それによる市域への影響や被害等を可能な限り予測することで、これに対応し得る体制を構築し、対応することを追加しました。	風水 第5章 第2節 第1	風水 P. 62-63	
	■水防体制の見直し			
6	○より効果的に風水害に対応するため、水防体制の基準を修正しました。	風水 第5章 第1節	風水 P. 59-62	
	■その他、土砂災害対策に関する記述の充実			
7	<ul><li>○土砂災害ハザードマップを作成したことにより記載内容を修正しました。</li></ul>	風水 第3章 第4節	風水 P. 35-37	

# カ その他、特殊災害対策計画の修正

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表	
	■富士山降灰可能性マップの追加			
1	○富士山の噴火による降灰の影響をより分かりや すく示すため、富士山降灰可能性マップを追加しま した。	特殊 第3章 第1節	特殊 P. 2	
<b>=</b> :	■箱根山の噴火警戒レベルの変更			
2	○噴火警戒レベルが「3 入山規制」まで引き下げられたことに伴い、記載内容を修正しました。	特殊 第3章 第1節 第1	特殊 P. 2	
<b>.</b>	■火山防災対策協議会の設置			
3	○箱根山及び富士山に係る火山防災対策協議会が 設置されていることを追加しました。	特殊 第3章 第1節 第1	特殊 P. 3	
<b>I</b>	■噴火警戒レベル1の呼称変更			
4	○噴火警戒レベル1の呼称が「平常」から「活火山 であることに留意」に変更となったことに伴い、記 載内容を修正しました。	特殊 第3章 第1節 第2 第2節 第1	特殊 P. 3	
<b>=</b>	■噴火警報等、降灰予報、噴火速報			
5	○気象庁が発表する噴火警報等、降灰予報、 <b>噴火速報の</b> 内容及び伝達体制について追加、修正しました。	特殊 第3章 第3節 第1	特殊 P. 3-6	

	修正内容	計画書該当箇所	新旧対照表	
■ J	■応援体制、消防活動			
6	<ul><li>○応援要請及び消防活動の記述をまとめて記載することとしました。</li></ul>	特殊 第3章 第4節 第2 第3	特殊 P. 6	
<b>■</b> 3	————————————————————— 肖防応援体制			
7	○消防相互応援協定等に基づき応援要請すること を追記しました。	特殊 第4章 第2節 第2 第5章 第2節 第2 第6章 第2節 第2 第7章 第2節 第2 第8章 第2節 第2 第9章 第2節 第2 第10章 第2節 第2 第11章 第2節 第2	特殊 P. 8-20	
■拍	<b>亢空事故発生時の連絡系統</b>			
8	○航空事故発生時の連絡系統を更新しました。	特殊 第5章 第2節 第1	特殊 P. 9	
<b>■</b> i	■			
9	○近年の竜巻被害の状況を追加しました。	特殊 第 11 章 第1節 第1	特殊 P. 16	
■竜巻注意情報の概要				
10	○竜巻注意情報の発表例を修正しました。	特殊 第 11 章 第2節 第1	特殊 P. 18	